

小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

小豆島町長 大江 正彦

小豆島町告示第30号

小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、移住・定住の促進及び地域の活性化を図るため、本町内に移住しようとする者に対して、賃貸住宅等家賃及び契約時に係る初期費用の一部について、予算の範囲内において補助するものとし、その交付に関しては、小豆島町単独町費補助要綱(平成18年小豆島町告示第2号)に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住者 小豆郡外で3年以上在住した後、進学、転勤以外の目的で本町に転入し、小豆島町に住民票の登録がある者
- (2) 定住 転入後、町内に永住し、又は相当期間、生活の本拠地を置くこと。
- (3) 民間賃貸住宅 補助対象者本人と建物の所有者との間で賃貸借契約を締結し、自己の居住の用に供する住宅(公的賃貸住宅、社宅、事業所の寮、定住促進住宅、3親等以内の親族所有の住宅を除く。)

(補助対象者)

第3条 移住促進家賃等補助金(以下「補助金」という。)の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす移住者とする。

- (1) 小豆島町に定住する意思があること。
- (2) 小豆島町に住民登録をした時点で年齢が満65歳未満であること、かつ、補助金の申請時に世帯の構成員(当該補助対象者及びその者と生計を一にする親族をいう。以下「世帯構成員」という。)1名以上が就労していること。
- (3) 民間賃貸住宅を借り上げていること。
- (4) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する生活保護受給世帯、その他の公的賃貸補助を受けていないこと。
- (5) 日本国籍を有していないときは、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有していること。
- (6) 補助対象者が属する世帯構成員に暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者がいないこと。
- (7) 世帯構成員が県税、町税、その他の町に納付すべき金銭を滞納していないこと。
- (8) 世帯構成員が、過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (9) 補助対象者を含む全ての世帯員が、小豆島町東京圏UIJターン移住支援事業補

助金を受給していないこと。

- 2 前項の規定にかかわらず、町内に定住しないことが明らかであると町長が認める者は、補助金の交付対象としないことができる。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は別表に掲げるとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

- 2 各年度の補助対象期間は、前年度の1月分から当該年度の12月までとする。
- 3 補助対象者が本町に転入した日の属する月の翌月から補助金の交付申請をした日の属する月までに支払を完了した家賃についても、補助金の交付申請をした補助対象期間内に支払を完了した家賃に限り、補助金の対象とすることができる。
- 4 補助対象者が交付申請前に支払いを完了した住宅の賃貸契約締結に関して要した初期費用も住宅初期費用補助金の対象とすることができる。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本町に住民登録した後3月以内に小豆島町移住促進家賃等補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、次年度以降も継続して申請する場合は、書類の添付を一部省略することができる。

- (1) 住民票謄本（続柄の記載されたもの）
- (2) 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合）
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 納税証明書（初年度については前住所地のもの）
- (6) 在職及び住宅手当支給証明書（様式等3号。個人事業主の場合は個人事業の開業届出書又は所得税の青色申告承認申請書の写し）
- (7) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、交付の決定を行い、小豆島町移住促進家賃等補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。
- 3 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきでないものと認めるときは、小豆島町移住促進家賃等補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請書の内容に変更が生じたときは、小豆島町移住促進家賃等補助金変更申請書（様式第6号）を、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項に規定する申請により補助金の額又は補助金の交付対象期間を変更することと決定したときは、小豆島町移住促進家賃等補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により当該交付決定者に通知するものとする。

(実績報告等)

第8条 交付決定者は、次に掲げる期限までに小豆島町移住促進家賃等補助金実績報告書兼請求書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。ただし、当該期限については、その日が小豆島町の休日を定める条例(平成18年小豆島町条例第2号)第1条第1項に規定する町の休日に当たるときは、町の休日の翌日までとする。

(1) 1月分から6月分まで 7月20日

(2) 7月分から12月分まで 1月20日

(額の確定等)

第9条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査を行い、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、小豆島町移住促進家賃等補助金確定通知書(様式第9号)により交付決定者に通知し、交付決定者に補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第10条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、小豆島町移住促進家賃等補助金交付決定取消等通知書(様式第10号)により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき

(2) 交付決定後の事情の変更により第3条第1項各号に掲げる要件を満たさないことが判明したとき

(3) 第3条第2項の規定に該当すると認めるとき

(4) 賃貸借契約を解除し、本町から転出したとき

(5) その他町長が必要と認めるとき

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

3 町長は、前2項の規定により交付決定者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の第4条と第8条の適用については、令和4年4月1日以降に申請した者に

対し適用し、同日前の申請については、なお従前の例とする。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条と第5条の適用については、令和6年4月1日以降に転入した者に対し適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例とする。

別 表

区分	内容
住宅家賃補助金	賃借料（管理費、共益費及び駐車場使用料等を除く。）から、事業所で支給される住宅手当等を差し引いた額の2分の1（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）と2万円のいずれか低い額とする。ただし、転入した日の属する月の翌月から起算して24月までの家賃を対象とする。
住宅初期費用補助金	賃貸住宅契約時に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃支払保証料）の合計額から、事業所で支給される初期費用に対する手当等を差し引いた額の2分の1（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額）と6万円のいずれか低い額とする。ただし、申請者が最初に申請を行った1回分のみを対象とする。

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

小豆島町移住促進家賃等補助金交付申請書

小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱第 5 条 1 項の規定により、次のとおり 年度
小豆島町移住促進家賃等補助金の交付を申請します。

なお、本申請の審査を受けるに当たり、小豆島町が世帯構成員の町税等の納付状況を調
査することを承諾します。

補助対象 経費	賃借料	月額 _____ 円（管理費、共益費、駐車場使用料等を除く）		
	契約時の 初期費用	_____ 円	内 訳	礼金 _____ : _____ 円 仲介手数料 _____ : _____ 円 家賃支払保証料 _____ : _____ 円
申請期間	_____ 年 月 ~ _____ 年 月			
転入日	_____ 年 月 日			
勤務先	所在地： 名 称：			
転入前住所				
転入前の状況	_____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日まで在住			
事業所から支給さ れる住宅手当等	1. 受けていない 2. 受けている (名称： _____ 金額： _____ 円)			
他の公的制度によ る家賃助成	1. 受けていない 2. 受けている			
添付書類	<input type="checkbox"/> 住民票謄本（続柄の記載されたもの） <input type="checkbox"/> 申請者の戸籍の附票（日本国籍を有する場合） <input type="checkbox"/> 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し （更新時は変更があった場合のみ） <input type="checkbox"/> 誓約書（様式第 2 号） <input type="checkbox"/> 納税証明書（初年度については前住所地のもの） <input type="checkbox"/> 在職及び住宅手当支給証明書（様式等 3 号。個人事業主の場合は 個人事業の開業届出書及び所得税の青色申告承認申請書の写し） <input type="checkbox"/> その他、町長が必要と認める書類			

年 月 日

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

誓約書

私は、 年度小豆島町移住促進家賃等補助金の申請にあたり、下記事項を厳守履行することを誓約いたします。

記

- 1 申請の時点において、小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱第3条第1項各号に掲げる全ての要件を満たしています。
- 2 交付決定後の事情の変更により小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱第3条第1項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、ただちに小豆島町に申し出ます。

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

在職及び住宅手当支給証明書

下記のとおり、在職及び住宅手当の支給状況について証明します。

1. 在職状況
年 月 日現在弊社に在職している。
2. 事業所の人事異動による転出の予定
(1) 転出の予定はない。 (2) いずれ転出することが明らかである。
3. 住宅手当に相当する手当の支給（負担）状況
(3) 有 (4) 無
4. (3) の場合、直近の住宅手当月額
年 月現在
住宅手当 月額 円
5. 賃貸住宅契約時に係る初期費用に対する手当の支給（負担）状況
(5) 有 (6) 無
6. (5) の場合、手当の支給（負担）額
初期費用 円

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

住 所

会 社 名

印

電話番号

担 当 者

年 月 日

様

小豆島町長

小豆島町移住促進家賃等補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度小豆島町移住促進家賃等補助金について、下記のとおり交付することを決定したので、小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 交付対象期間 年 月 ～ 年 月

2 交付決定額 金 _____ 円

(内訳)

・住宅家賃補助金 金 _____ 円

・住宅初期費用補助金 金 _____ 円

3 補助金の交付条件

- ・交付決定者は、交付要綱等の規定に従わなければならない。
- ・交付決定者に支払う補助金の額は、実績報告書を交付要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

(注) 小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱第6条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

様

小豆島町長

小豆島町移住促進家賃等補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小豆島町移住促進家賃等補助金について、下記のとおり交付しないことを決定したので、第6条第3項の規定により通知します。

記

- 1 交付しないことを決定した理由

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

小豆島町移住促進家賃等補助金変更申請書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度小豆島町移住促進家賃等補助金
について、内容を一部変更する必要があるので、小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱
第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更の内容	
2 変更を必要とする理由	
3 交付決定額	円
4 変更後の交付申請額	円
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し（変更前） <input type="checkbox"/> 賃貸住宅等の賃貸借契約書の写し（変更後） <input type="checkbox"/> その他変更の内容がわかる資料 ()

年 月 日

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

小豆島町移住促進家賃等補助金交付決定変更通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度小豆島町移住促進家賃等補助金については、下記のとおり変更承認したので、第7条第2項の規定により通知します。

記

- 1 変更交付決定額 金 円
(本変更承認前の交付決定額 金 円)
- 2 変更交付対象期間 年 月 ～ 年 月

年 月 日

小豆島町長 殿

申請者 住 所
氏 名
電話番号

小豆島町移住促進家賃等補助金実績報告書兼請求書

年 月 日付で交付決定のあった 年度小豆島町移住促進家賃等補助金について、家賃等の支払いが完了しましたので、小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

併せて、 年度小豆島町移住促進家賃等補助金_____円の交付を請求します。

記

交付決定期間	年 月 ～ 年 月
実績報告期間	年 月 ～ 年 月
住宅家賃補助金	円（月額 円× 月分）
住宅初期費用補助金	円
合 計	円

(注) 上記実績報告期間に係る家賃及び初期費用の支払いが完了したことを証明する書類の写しを添付すること。

(指定金融機関)

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 （どちらかに○を付けてください）		
口座番号			
口座名義人	(フリガナ)		

(注) 通帳の一枚目（口座番号・口座名義人が確認できるもの）の写しを添付すること

様式第9号（第9条関係）

年 月 日

様

小豆島町長

小豆島町移住促進家賃等補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度小豆島町移住促進家賃等補助金について、小豆島町移住促進家賃等補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 補助金確定額	金	_____	円
(内訳)			
・住宅家賃補助金	金	_____	円
(年 月 ~	年	月)	
・住宅初期費用補助金	金	_____	円

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

様

小豆島町長

小豆島町移住促進家賃等補助金交付決定取消等通知書

年 月 日付けで交付決定のあった 年度小豆島町移住促進家賃等補助金
について、下記のとおり取消し又は変更することとします。

記

- 1 取消・変更の内容
- 2 取消・変更の理由